

酒子発第 7 3 8 号
平成 2 5 年 1 1 月 7 日

酒田市子ども・子育て会議会長 様

酒田市長 本 間 正 巳

酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

酒田市子ども・子育て会議条例第 3 条に基づき、下記の事項について、貴会議に諮問します。

記

酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について

諮問の趣旨

本市では、本市で生活をし、家庭を築き、子どもを産み育てやすい環境づくりをめざして、「酒田市子育て支援行動計画（後期計画）」（平成22年3月策定）に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための様々な施策を推進しています。

このような中、国においては、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども子育て支援の充実を趣旨とする子ども・子育て関連3法を制定しました。

これらの法に基づき平成27年4月から施行される新たな制度では、認定こども園・幼稚園・保育所に対する共通の給付である「施設型給付」により、幼児期の学校教育・保育に係る財政措置の一本化が図られるほか、小規模保育などの「地域型保育給付」が創設されています。

子ども・子育て支援法においては、市町村は、この新たな制度の実施主体としての役割を担い、地域の子育てに関するニーズや実情を把握するとともに、それに対応した質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが求められています。

こうしたことから、本市の地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、子ども・子育て支援に携わる当事者としての観点、また、専門的な観点からご審議いただきたく、酒田市子ども・子育て会議に意見を求めるものです。